

(3) 製箱年俸ニハ年考(二十式)ヲ支給セラレタリ  
(4) 通學者ニハ早帰(午後五時)ヲ認メラレタリ

丙 経 過

(1) 経業負側ニ在リテハ前記ノ通り工場側ノ態度強硬ナル為  
対策協議ノ結果全負側同盟ニ加盟之ガ後援ヲ求ムルコトニ  
決シ七月二十三日午後五時津村男工全負ハ芝区三田四國町  
所在總同盟本部ヲ訪問、左組合加盟ヲ條件トシテ争議ノ指  
導ヲ依頼シタルニ總同盟ニ在リテハ直ニ之ヲ快諾、中央合  
同労働組合ニ於テ之ヲ指導スルコトニ決シタリ  
(2) 中央合同労働組合側ニ在リテハ臨時休業ヲ取止メシメ翌ニ  
十四日ヨリ全負ヲ就業セシメツツ問題ノ解決ヲ圖ルコトニ  
態度ヲ決シ二十三日夜組合主宰 池善ニガ電話ヲ以テ 長  
谷川工場長ニ再三會見ヲ申込ミタルモ之ヲ拒絶セラレタル  
為止ハ莫ク二十四日朝経業負全負ヲ組合本部ニ集合セシメ

合所ヲ後争議團本部トシ対策協議ノ結果別記十八項目ノ嘆  
願書ヲ提出スルコトニ決シ今日午後三時頃組合幹事 岡田  
助雄以下五名カ日本橋区通リ三ノ八所在津村順天堂本店ヲ  
訪問前記嘆願書ヲ提出店主代理 津村長平ヨリ七月二十六  
日正午ニ回答スベキ旨ノ言質ヲ得辭去セリ

(3) 争議團側ニ在リテハ七月二十四日自黒上目黒ハノ五〇。  
所在(工場前)工場主所有家屋ヲ他人名義ヲ以テ借麦ケル  
家賃四十円敷金貳百四十円ノ翌二十五日夕刻合所ニ争議團  
本部ヲ移シ合時ニ組合長 斎藤健一及争議團本部名義ノ  
親戚ナル町民諸君ニ許ラレト題スルニ種ノ挨拶状ヲ争議本  
部附近各戸ニ配布セリ

(4) 七月二十六日正午頃組合代表 池善ニ以下三名ハ日本橋ノ  
本店ヲ訪問店主代理 津村長平ト會見嘆願書ニ對スル回答  
ヲ求メタルニ對シ 津村ヨリ「中將湯工場ハ三十年來家族